

教育課程特例校 新規・変更・廃止申請に係る詳細

1 特別の教育課程を編成・実施する学校の管理機関

都道府県・指定都市名

21岐阜県

管理機関名

たじみしきょういくいいんかい

※上段はふりがな

多治見市教育委員会

設置者の別

公立

2 特別の教育課程の内容

(1) 特別の教育課程を編成・実施する学校及び申請内容

別紙参照

(2) 特別の教育課程の概要

当該校は、平成29年度まで、5期15年に渡って研究開発学校の指定を受け、笠原中学校とともに『小中連携による外国語教育の在り方』に関する研究実践に取り組み、小中9年間の系統的な外国語教育の具現を図ってきた。

平成30年度からは、教育課程特例校として、第1・2学年の生活科35時間、第3・4学年の総合的な学習の時間45時間と外国語活動15時間、第5・6学年の総合的な学習の時間20時間と外国語活動50時間を削減し、6年間で330時間を『外国語科』として実施している。

令和2年度からは、第1・2学年の生活科35時間、第3・4学年の総合的な学習の時間25時間と外国語活動35時間を削減し、6年間で330時間の『外国語科』を実施する。

実施にあたっては、指導教材（中学年）及び教科書（高学年）に加え、児童の発達の段階に配慮し、育成すべきコミュニケーション能力の素地を段階表に取りまとめ、それらをもとに6年間の指導計画を作成・実践する。また、各教科等の既習事項を取り扱う独自の手法（笠原型コンテンツ・ベイス）も取り入れ、各教科の内容の系統性等へも十分に配慮する。

(3) 学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性

当該校は、実践的なコミュニケーション能力の育成をめざし、音声から言語を獲得する適期とされている小学校低学年から、児童の発達の段階及び教育課程全体を考慮し、「聞く」「話す」活動を核として「読む」「書く」活動を含めた4技能に渡る外国語教育を展開し、一定の成果を上げてきた。

学校の特色ある教育活動を底支えしているのは、平成14年度に立ち上げられた『笠原校区幼保小中一貫教育推進協議会』である。同協議会を中心に町を挙げての幼保小中の連携強化が図られており、その中核を担ってきたのが外国語教育であるため、地域や保護者からの強い要請がある。

(4) 変更申請を含む場合、変更内容及び理由

現在、教育課程特例校への申請は、令和2年3月までとしていたが、次期学習指導要領が全面実施となる令和2年度以降も、これまでの研究実践の成果を継承し、地域や保護者の付託に応えるため、さらに3年間の延長（令和5年3月まで）を申請するもの。

(5) 廃止申請を含む場合、廃止理由

(6) 新規・変更・廃止の適用日

令和2年4月1日

3 指定の要件を満たしていることについて

(1) 教育基本法及び学校教育法に規定する教育の目標との関係

2に記載する特別の教育課程について、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校等の教育の目標に関する規定等に照らして適切であることを、多治見市教育委員会において確認済である。

(2) 児童又は生徒の教育上適切な配慮に関する基準

①学習指導要領に定める内容事項が特別の教育課程において適切に取り扱われていることについて

2に記載する特別の教育課程について、学習指導要領において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている事項が、特別の教育課程において適切に取り扱われていることを、多治見市教育委員会において確認済である。

②学習指導要領に定める内容事項を指導するための総授業時数が特別の教育課程において確保されていること

2に記載する特別の教育課程について、学習指導要領において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている事項を指導するために必要となる標準的な総授業時数が確保されていることを、多治見市教育委員会において確認済である。

③児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の内容の系統性及び体系性への配慮

2に記載する特別の教育課程について、児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていることを、多治見市教育委員会において確認済である。

④保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮

2に記載する特別の教育課程について、保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていることを、多治見市教育委員会において確認済である。

⑤児童又は生徒の教育課程特例校への転出入に対する配慮等

2に記載する特別の教育課程について、①から④までに記載するものの他、児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていることを、多治見市教育委員会において確認済である。

【担当者】

1. 管理機関

担当者氏名	熊崎健一
所属・職名	多治見市教育委員会 教育研究所 所長
住 所 ※上段は郵便番号	〒507-8787 多治見市音羽町1-233
電話番号	0572-23-5920
FAX番号	0572-23-5921
メールアドレス	kumazaki-k@city.tajimi.lg.jp

2. 都道府県・指定都市教育委員会 / 都道府県私立学校主管課

担当者氏名	水野幸弘
所属・職名	岐阜県教育委員会 学校支援課 課長補佐
住 所 ※上段は郵便番号	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
電話番号	058-272-1111 (内3696)
FAX番号	058-278-2822
メールアドレス	yukihiro-mizuno@pref.lg.jp